

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

ページ

○一般競争入札の資格に関する告示	(業務課)	一
○一般競争入札の実施	(業務課)	二
○土地改良区の設定の変更の認可	(土地改良指導課)	三
○漁船保険付保義務の発生のための同意の認定	(水産経営課)	三
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	三
○知事権限に係る保安林の指定の解除	(治山課)	三
○公共測量の実施の通知	(建設部総務課)	三
○土地収用法による事業の認定	(建設部総務課)	四
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始	(道路計画課)	四
○道路の区域の決定及び供用の開始	(道路整備課)	四
○道路の区域の変更(三件)	(道路整備課)	四
○道路の区域の変更及び供用の開始(二件)	(道路整備課)	五
○公有水面の埋立ての免許の出願(二件)	(砂防災害課)	六
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	(砂防災害課)	九
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(二件)	(砂防災害課)	九
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園下水道課)	一〇
<b>公 表</b>		
○争議行為の通知(三件)	(労政福祉課)	一〇
<b>支庁告示</b>		
○建築基準法による道路の位置の指定		一一
<b>道立衛生研究所告示</b>		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		一一
<b>道小樽土木現業所告示</b>		
○一般競争入札の実施		一一
<b>道選挙管理委員会告示</b>		
○政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正(十一件)		一一

## 告 示

### 北海道告示第955号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年6月4日

北海道知事 堀 達也

#### 1 資格及び調達をする役務の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年6月7日に一般競争入札の公告を行う毒物劇物営業者登録等システム機器等の賃貸借契約

(2) 資 格 毒物劇物営業者登録等システム機器等の賃貸借契約の資格(以下「資格」という。)

(3) 賃貸借物品の種類 電子機器等

#### 2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 道の競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。

(3) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(5) 平成14年6月1日現在において引き続き2年以上電子機器リース事業及び電子機器保守業務事業を営んでいること。

(6) 毒物劇物営業者登録等システム機器等の賃貸借契約に関し、賃貸借する電子機器等の迅速な点検、調整及び電子機器等の保守体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 当該賃貸借契約に関し、要求仕様書に記載の電子機器等を満たしていることを証明した者であること。

#### 3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に掲げる協業組合(以下「協業組合」という。)に

呼 録 1370

弊 公 司 規 則 北

<p>ついては、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。</p> <p>(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。</p> <p>(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。</p> <p>4 資格審査の申請の時期及び方法</p> <p>(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成14年6月4日から6日まで（午前9時から午後5時まで）の間にしなければならない。</p> <p>(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。</p> <p>ア 提出先の名称 北海道保健福祉部薬務課</p> <p>イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目</p> <p>5 資格審査の再申請</p> <p>(1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。</p> <p>ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者</p> <p>イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの</p> <p>ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者がその構成員を変更したもの</p> <p>(2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の②の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>(1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認められた旨の通知があった日から1の①に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。</p> <p>(2) 有効期間の更新 資格1は①に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。</p> <p>7 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。</p> <p>(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。</p>	<p>(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。</p> <hr/> <p><b>北海道告示第956号</b> 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>平成14年6月4日 北海道知事 堀 達 也</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 賃貸借物品の名称及び数量 電子機器等 一台</p> <p>(2) 賃貸借物品の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 契約期間 平成14年6月11日から平成15年3月31日までとする。ただし、予算の範囲内で、平成19年5月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。</p> <p>(4) 履行場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部薬務課</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道告示第955号に規定する毒物劇物営業者登録等シナステム機器等の賃貸借契約の資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部薬務課</p> <p>4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階 共用会議室B</p> <p>(2) 入札日時 平成14年6月7日 午前10時</p> <p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>5 入札保証金 入札保証金は、免除する。</p> <p>6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部薬務課</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。</p> <p>8 落札者の決定方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、</p>
--	--

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定められた各予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札及び財務規則第154条各号に掲げる入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道保健福祉部総務課  
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 122

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

**北海道告示第957号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年6月4日

北海道知事 堀 達 也

認可年月日 土地改良区名  
平成14. 5.24 江差土地改良区  
同 14. 5.27 旭鷹土地改良区

**北海道告示第958号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、別海加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成14年6月4日

北海道知事 堀 達 也

**北海道告示第959号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年6月4日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 解除予定保安林の所在 夕張郡長沼町字馬追原野7759の26・7759の27（以上2筆に  
場所 ついて次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定され 風害の防備  
た目的

(3) 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁経済部林務課及び長沼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在 幌泉郡えりも町字目黒7の1（次の図に示す部分に限  
場所 る。）

(2) 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備  
た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第960号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年6月4日

北海道知事 堀 達 也

1 解除に係る保安林の所 札幌市中央区宮の森1277の90・1277の91（以上2筆について  
在場所 次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定され 名所又は旧跡の風致の保存  
た目的

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道石狩支庁経済部林務課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第961号**

第1370号

網走開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

- 平成14年6月4日
- 北海道知事 堀 達也
- 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- 作業期間 平成14年5月27日から9月5日まで
- 作業地域 斜里町

北海道告示第962号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

- 平成14年6月4日
- 北海道知事 堀 達也
- 1 起業者の名称 有限会社 環境設備
- 2 事業の種類 通所介護デイサービスセンター「プラントン」、施設移転整備事業
- 3 起業地 北海道旭川市東旭川町上兵村地内
- (1) 収用の部分 なし
- (2) 使用の部分 なし
- 4 起業地を表示する 旭川市役所
- 図面の縦覧場所

北海道告示第963号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

- 平成14年6月4日
- 北海道知事 堀 達也
- 1 路線名 三笠市道美園幌内線
- 2 工事区間 三笠市唐松青山町61番地先から三笠市幌内1丁目228番9地先まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事開始の日 平成14年6月24日

北海道告示第964号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月4日

- 北海道知事 堀 達也
- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 美深雄武線
- 3 道路の区域 区 間 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

紋別郡雄武町字上幌内217番1地先から  
 紋別郡雄武町字上幌内630番地先まで

12.65mから  
 24.00mまで

1,602.58m

北海道告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月4日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 早来千歳線
- 3 道路の区域 区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

千歳市美々758番81地先から  
 千歳市美々758番7地先  
 （一般国道36号交点）まで

11.00mから  
 34.50mまで

340.50m

千歳市美々758番102地先から  
 千歳市美々758番7地先  
 （一般国道36号交点）まで

11.00mから  
 34.50mまで

340.50m

28.00mから  
 49.50mまで

373.50m

一般国道36号  
 における  
 15.50mの間

一般国道36号  
 における  
 49.00mの間

北海道告示第966号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月4日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 岩内洞爺線
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
虻田郡二セコ町字富士見 121番3地先から虻田郡 二セコ町字元町124番1 地先まで	前	18.00mから 39.00mまで	1,096.00m	一般国道5号 における 55.50mの間
	前	17.00mから 52.00mまで	1,160.00m	一般国道5号 における 22.50mの間
	前	18.00mから 52.00mまで	1,101.50m	一般国道5号 における 55.50mの間
虻田郡二セコ町字本通 121番3地先から虻田郡 二セコ町字元町124番1 地先まで	後	18.00mから 39.00mまで	1,096.00m	一般国道5号 における 55.50mの間
	後	17.00mから 52.00mまで	1,160.00m	一般国道5号 における 22.50mの間
	後	18.00mから 52.00mまで	1,101.50m	一般国道5号 における 55.50mの間

**北海道告示第967号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月4日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 忠別清水線
- 3 道路の区域

区 間 変更前  
後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との  
重複区間

上川郡清水町字清水基線29 番11地先から上川郡清水町 字清水基線5番1地先まで	前	6.00mから 25.78mまで	2,133.95m	—
	後	10.90mから 25.78mまで	2,133.95m	—

**北海道告示第968号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月4日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道道	2 路線名 美河三石停車場線	3 道路の区域	区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
		三石郡三石町字本桐236番 6地先から三石郡三石町字 本桐226番1地先まで		前	11.32mから 12.84mまで	60.00m	—
				後	11.51mから 35.27mまで	60.00m	—

**北海道告示第969号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月4日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道道	2 路線名 豊頃糠内芽室線	3 道路の区域	区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間

中川郡豊頃町農野牛123番地先から中川郡豊頃町農野牛251番地先まで	前	16.80mから30.80mまで	1,132.00m	—
	前	25.20mから43.40mまで	1,099.72m	—
	後	25.20mから43.40mまで	1,099.72m	—

北海道告示第970号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けた旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成14年6月4日

北海道知事 堀 達 也

(1) 出願の年月日	平成14年3月4日
(2) 出 願 者	北海道
ア 名 称	札幌市中央区北3条西6丁目
イ 住 所	北海道知事 堀 達也
ウ 代表者の氏名	
(3) 埋 立 区 域	松前郡松前町字神山2番及び2番2地先の公有水面
ア 位 置 域	次のK. 1の地点からK. 14の地点までを順次に結んだ線及びC. 1の地点とK. 14の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
K. 1の地点	漁港原点（北緯41度36分16秒7948、東経139度59分12秒0738 X = -266,005.810、Y = -21,945.349）から方向角170度14分48秒の方向75.96mの地点
K. 2の地点	K. 1の地点から方向角347度55分14秒の方向72.57mの地点
K. 3の地点	K. 2の地点から方向角255度37分34秒の方向19.66mの地点
K. 4の地点	K. 3の地点から方向角345度50分54秒の方向6.62mの地点
K. 5の地点	K. 4の地点から方向角75度51分06秒の方向8.80mの地点
K. 6の地点	K. 5の地点から方向角345度50分53秒の方向85.73mの地点
K. 7の地点	K. 6の地点から方向角255度38分17秒の方向12.80mの地点
K. 8の地点	K. 7の地点から方向角345度49分54秒の方向6.30mの地点
K. 9の地点	K. 8の地点から方向角75度46分27秒の方向29.80mの地点

K. 10の地点	K. 9の地点から方向角165度49分58秒の方向6.24mの地点
K. 11の地点	K. 10の地点から方向角168度54分38秒の方向67.38mの地点
K. 12の地点	K. 11の地点から方向角165度16分36秒の方向20.00mの地点
K. 13の地点	K. 12の地点から方向角255度52分13秒の方向1.05mの地点
K. 14の地点	K. 13の地点から方向角167度55分14秒の方向77.66mの地点
ウ 面 積	1,709.41㎡

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

松前郡松前町字神山2番及び2番2地先並びに2番及び2番2次のC. 1の地点からC. 10の地点までを順次に結んだ線及びC. 1の地点とC. 10の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

C. 1の地点 漁港原点（北緯41度36分16秒7948、東経139度59分12秒0738 X = -266,005.810、Y = -21,945.349）から方向角173度37分29秒の方向81.32mの地点

C. 2の地点	C. 1の地点から方向角347度55分14秒の方向72.39mの地点
C. 3の地点	C. 2の地点から方向角255度37分48秒の方向19.48mの地点
C. 4の地点	C. 3の地点から方向角345度51分06秒の方向79.13mの地点
C. 5の地点	C. 4の地点から方向角255度48分39秒の方向3.99mの地点
C. 6の地点	C. 5の地点から方向角345度49分45秒の方向29.50mの地点
C. 7の地点	C. 6の地点から方向角75度46分28秒の方向49.45mの地点
C. 8の地点	C. 7の地点から方向角168度04分52秒の方向103.63mの地点
C. 9の地点	C. 8の地点から方向角255度50分10秒の方向10.23mの地点
C. 10の地点	C. 9の地点から方向角167度55分16秒の方向77.82mの地点

ウ 面 積 5,606.44㎡

(5) 埋立地の用途

漁港施設用地

(1) 出願の年月日

平成13年12月6日

(2) 出 願 者

北海道

ア 名 称 札幌市中央区北3条西6丁目

イ 住 所 北海道知事 堀 達也

(3) 埋 立 区 域

茅部郡南茅部町字川汲203番3地先の公有水面

ア 位 置 域

次のK. A. 1の地点からK. A. 9の地点までを順次に結んだ線及びK. A. 1の地点とK. A. 9の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

	<p>ウ 面 積</p> <p>3,065.91㎡</p> <p>漁港施設用地</p>
<p>KA 1の地点</p> <p>漁港原点 (北緯41度54分07秒、東経140度59分14秒、X = -232,762.625、Y = 61,170.252) から方向角3度17分48秒の方向135.10mの地点</p>	<p>(5) 埋立地の用途</p> <p>平成14年4月16日</p>
<p>KA 2の地点</p> <p>KA 3の地点</p> <p>KA 4の地点</p> <p>KA 5の地点</p> <p>KA 6の地点</p> <p>KA 7の地点</p> <p>KA 8の地点</p> <p>KA 9の地点</p>	<p>3(1) 出願の年月日</p> <p>(2) 出 願 者</p> <p>ア 名 称</p> <p>イ 住 所</p> <p>ウ 代表者の氏名</p> <p>(3) 埋 立 区 域</p> <p>ア 位 置</p> <p>イ 区 域</p>
<p>埋立てに関する工事の施行区域</p> <p>茅部郡南茅部町字川汲203番3地先</p> <p>次のKA 1の地点とF 1の地点とを結んだ線、F 1の地点からF 7の地点までを順次に結んだ線、F 7の地点とKA 5の地点とを結んだ線、KA 5の地点からKA 9の地点までを順次に結んだ線及びKA 1の地点とKA 9の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 (日本測地系による測量の成果を使用)</p> <p>漁港原点 (北緯41度54分07秒、東経140度59分14秒、X = -232,762.625、Y = 61,170.252) から方向角3度17分48秒の方向135.10mの地点</p>	<p>北海道</p> <p>札幌市中央区北3条西6丁目</p> <p>北海道知事 堀 達也</p> <p>茅部郡南茅部町字木直301番地先の公有水面</p> <p>次の①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 (日本測地系による測量の成果を使用)</p> <p>木直漁港原点 (北緯41度53分05秒6534、東経141度04分12秒3833、X = -234,595.000、Y = 68,054.000) から方向角77度27分16秒の方向337.78mの地点</p>
<p>KA 1の地点</p> <p>F 1の地点</p> <p>F 2の地点</p> <p>F 3の地点</p> <p>F 4の地点</p> <p>F 5の地点</p> <p>F 6の地点</p> <p>F 7の地点</p> <p>KA 5の地点</p> <p>KA 6の地点</p> <p>KA 7の地点</p> <p>KA 8の地点</p> <p>KA 9の地点</p>	<p>①の地点</p> <p>②の地点</p> <p>③の地点</p> <p>④の地点</p> <p>⑤の地点</p> <p>⑥の地点</p> <p>⑦の地点</p> <p>⑧の地点</p> <p>ウ 面 積</p> <p>2,112.55㎡</p> <p>(4) 埋立てに関する工事の施行区域</p> <p>茅部郡南茅部町字木直301番地先</p> <p>次のAの地点からGの地点までを順次に結んだ線、Gの地点と⑥の地点とを結んだ線、⑥の地点と⑦の地点とを結んだ線及びAの地点と⑦の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 (日本測地系による測量の成果を使用)</p> <p>木直漁港原点 (北緯41度53分05秒6534、東経141度04分12秒3833、X = -234,595.000、Y = 68,054.000) から方向角82度02分01秒の方向354.91mの地点</p>
<p>KA 1の地点</p> <p>F 1の地点</p> <p>F 2の地点</p> <p>F 3の地点</p> <p>F 4の地点</p> <p>F 5の地点</p> <p>F 6の地点</p> <p>F 7の地点</p> <p>KA 5の地点</p> <p>KA 6の地点</p> <p>KA 7の地点</p> <p>KA 8の地点</p> <p>KA 9の地点</p>	<p>Bの地点</p> <p>Cの地点</p> <p>Aの地点</p> <p>Aの地点から方向角300度06分07秒の方向49.62mの地点</p> <p>Bの地点から方向角210度06分16秒の方向27.49mの地点</p>

第1370号

- Dの地点 Cの地点から方向角300度06分07秒の方向101.30mの地点
- Eの地点 Dの地点から方向角30度06分07秒の方向100.00mの地点
- Fの地点 Eの地点から方向角120度06分08秒の方向101.30mの地点
- Gの地点 Fの地点から方向角210度06分07秒の方向47.03mの地点
- ⑥の地点 Gの地点から方向角120度06分09秒の方向49.80mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から方向角211度34分57秒の方向7.22mの地点
- ウ 面積 11,394.39㎡
- (5) 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第971号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けた旨、次のとおり出願があった。  
 その願書及び関係図書は、北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から起算し3週間、公衆の縦覧に供する。  
 平成14年6月4日

北海道知事 堀 達也

- 1 出願の年月日 平成14年4月11日
- 2 出願者 北海道  
 (1) 名称 札幌市中央区北3条西6丁目  
 (2) 住所 北海道知事 堀 達也  
 (3) 代表者の氏名 埋立区域  
 3 埋立区域  
 (1) 位置 厚岸郡浜中町大字後静村字貫人2番14、2番20、2番23及び2番25地先の公有水面  
 (2) 区域 次の1の地点から8の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と8の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
- 1の地点 3級基準点貫人漁港（北緯43度08分46秒3539、東経145度14分09秒4962（X = -94,367.676、Y = 80,188.717））から方向角279度33分20秒の方向96.20mの地点
- 2の地点 1の地点から方向角217度36分22秒の方向51.00mの地点
- 3の地点 2の地点から方向角304度44分22秒の方向7.21mの地点
- 4の地点 3の地点から方向角307度18分07秒の方向6.95mの地点
- 5の地点 4の地点から方向角18度40分31秒の方向8.07mの地点
- 6の地点 5の地点から方向角28度31分51秒の方向16.74mの地点

- 7の地点 6の地点から方向角48度51分01秒の方向28.17mの地点
- 8の地点 7の地点から方向角127度54分53秒の方向6.71mの地点
- (3) 面積 873.85㎡
- 4 埋立に関する工事の施行区域  
 (1) 位置 厚岸郡浜中町大字後静村字貫人2番14、2番20、2番23及び2番25地先並びに2番14、2番15、2番20、2番21、2番23、2番24、2番25及び2番26  
 次のS1の地点からS30の地点までを順次に結んだ線及びS1の地点とS30の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
- (2) 区域

- S1の地点 3級基準点貫人漁港（北緯43度08分46秒3549、東経145度14分09秒4962（X = -94,367.676、Y = 80,188.717））から方向角260度54分17秒の方向62.84mの地点
- S2の地点 S1の地点から方向角270度02分06秒の方向16.40mの地点
- S3の地点 S2の地点から方向角178度56分39秒の方向12.81mの地点
- S4の地点 S3の地点から方向角275度35分58秒の方向18.87mの地点
- S5の地点 S4の地点から方向角227度58分56秒の方向10.17mの地点
- S6の地点 S5の地点から方向角213度49分27秒の方向13.14mの地点
- S7の地点 S6の地点から方向角289度55分22秒の方向11.58mの地点
- S8の地点 S7の地点から方向角304度44分45秒の方向2.00mの地点
- S9の地点 S8の地点から方向角294度12分41秒の方向6.99mの地点
- S10の地点 S9の地点から方向角307度46分34秒の方向3.20mの地点
- S11の地点 S10の地点から方向角311度08分11秒の方向11.52mの地点
- S12の地点 S11の地点から方向角300度57分33秒の方向8.56mの地点
- S13の地点 S12の地点から方向角320度07分30秒の方向10.24mの地点
- S14の地点 S13の地点から方向角320度48分18秒の方向9.35mの地点
- S15の地点 S14の地点から方向角300度22分38秒の方向3.75mの地点
- S16の地点 S15の地点から方向角32度27分34秒の方向41.80mの地点
- S17の地点 S16の地点から方向角31度02分59秒の方向10.07mの地点
- S18の地点 S17の地点から方向角33度01分52秒の方向10.03mの地点
- S19の地点 S18の地点から方向角34度10分14秒の方向10.02mの地点
- S20の地点 S19の地点から方向角46度29分19秒の方向3.24mの地点
- S21の地点 S20の地点から方向角10度22分35秒の方向3.94mの地点
- S22の地点 S21の地点から方向角37度36分32秒の方向9.35mの地点
- S23の地点 S22の地点から方向角135度21分59秒の方向8.07mの地点

弊 公 買 北

S24の地点	S23の地点から方向角131度04分06秒の方向14.73mの地点
S25の地点	S24の地点から方向角117度01分21秒の方向3.86mの地点
S26の地点	S25の地点から方向角128度58分38秒の方向11.50mの地点
S27の地点	S26の地点から方向角125度06分17秒の方向13.21mの地点
S28の地点	S27の地点から方向角131度58分51秒の方向6.82mの地点
S29の地点	S28の地点から方向角112度30分56秒の方向2.07mの地点
S30の地点	S29の地点から方向角132度27分39秒の方向8.03mの地点
(3) 面積	4,624.74㎡
5 埋立地の用途	漁港施設用地

北海道告示第972号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年6月4日

北海道知事 堀 達也

1 しゅん功認可の年月日 平成14年5月28日

2 しゅん功認可を受けた者

(1) 氏名又は名称 北海道

(2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

3 埋立 区 域

(1) 位 置 幌泉郡えりも町字笛舞78番12及び78番13地先の公有水面

(2) 区 域 A1の地点とA10の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の結果を使用）

A1の地点 笛舞漁港漁港原点（北緯42度22分33秒2705 東経143度06分23秒3131、X = -217,056.000 Y = 70,897,000）から

方向角304度30分53秒の方向81.52mの地点

A2の地点 A1の地点から方向角256度08分14秒の方向38.00mの地点

A3の地点 A2の地点から方向角166度14分01秒の方向5.50mの地点

A4の地点 A3の地点から方向角256度07分35秒の方向72.03mの地点

A5の地点 A4の地点から方向角186度12分46秒の方向0.39mの地点

A6の地点 A5の地点から方向角276度03分23秒の方向2.78mの地点

A7の地点 A6の地点から方向角6度08分01秒の方向14.90mの地点

A8の地点 A7の地点から方向角76度06分25秒の方向89.96mの地点

A9の地点	A8の地点から方向角142度41分04秒の方向4.08mの地点
A10の地点	A9の地点から方向角52度13分44秒の方向17.54mの地点
(3) 面積	1,395.65㎡
4 免許年月日及び番号	平成13年6月27日 砂防第24 - 5号指令
5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	えりも町

北海道告示第973号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年6月4日

北海道知事 堀 達也

小樽市高島2丁目1その3急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と

標柱5号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡 市 町 地 番 標柱番号

小樽市 同 高島2丁目 41番1 1、5

同 同 同 16番 2

同 同 同 17番 3

同 同 同 20番3地先国有地 4

北海道告示第974号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年6月4日

北海道知事 堀 達也

室蘭市小橋内町1丁目5急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱1号と

標柱14号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡 市 町 地 番 標 柱 番 号

室蘭市	小橋内町1丁目	218番地先道路敷地	1	2、3、4、5、7、8
同	同	259番	2、3、4、5、7、8	
同	同	224番1	6	
同	同	201番11	9	
同	同	201番1	10	
同	同	132番37	11	
同	同	200番2	12	
同	同	227番地先道路敷地	13	
同	同	224番7地先道路敷地	14	

**北海道告示第975号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業認可の変更を認可した。  
 平成14年6月4日

1	施行者の名称	石狩市	北海道知事	堀	達也
2	都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画下水道事業札幌石狩公共下水道			
3	事業の施行期間	昭和48年6月26日から平成19年3月31日まで			
4	事業地	昭和56年北海道告示第23号、平成5年北海道告示第1268号に石狩市八幡3丁目地内を加える。			
(1)	収用の部分	昭和56年北海道告示第23号、平成5年北海道告示第1268号に石狩市八幡3丁目地内を加える。			
(2)	使用の部分	昭和48年北海道告示第1868号、昭和50年北海道告示第2127号、昭和56年北海道告示第23号、昭和60年北海道告示第1770号、昭和63年北海道告示第327号、平成元年北海道告示第941号、平成5年北海道告示第1268号、平成8年北海道告示第834号、平成9年北海道告示第1167号及び平成11年北海道告示第1451号の事業地に石狩市八幡1丁目、八幡2丁目、八幡3丁目及び八幡4丁目を加える。			

報 告 公 報

北 海 道

1	事 件	(1) 賃金改善要求に関する係争 (2) 労働条件等の要求に関する係争 (3) その他の要求に関する係争	北海道知事	堀	達也
2	日 時	平成14年6月6日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間			
3	場 所	伊達赤十字病院において、全日赤伊達赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場			
4	概 要	あらゆる形の争議行為を行う。			

旭川赤十字病院労働組合 執行委員長 市川ゆかりから、平成14年5月27日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。  
 平成14年6月4日

1	事 件	(1) 増員等の要求に関する係争 (2) 勤務体制等の要求に関する係争 (3) その他の要求に関する係争	北海道知事	堀	達也
2	日 時	平成14年6月6日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間			
3	場 所	旭川赤十字病院において、旭川赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場			
4	概 要	あらゆる形の争議行為を行う。			

北見赤十字病院労働組合 執行委員長 西村 節子から、平成14年5月24日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。  
 平成14年6月4日

1	事 件	(1) 増員等の要求に関する係争 (2) 勤務体制等の要求に関する係争 (3) その他の要求に関する係争	北海道知事	堀	達也
2	日 時	平成14年6月7日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間			
3	場 所	北見赤十字病院において、北見赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場			
4	概 要	あらゆる形の争議行為を行う。			

全日赤伊達赤十字病院労働組合 執行委員長 大西ひろ子から、平成14年5月24日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。  
 平成14年6月4日

公 報

支 庁 告 示

北海道日高支庁告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、日高支庁経済部建設指導課及び浦河町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成14年6月4日

北海道日高支庁長 眞 田 篤 弘

- 1 指 定 番 号 日建指第532号
- 2 指 定 年 月 日 平成14年5月27日
- 3 道 路 の 位 置 浦河郡浦河町緑町210 - 12
- 4 道 路 の 幅 員 6.00m
- 5 道 路 の 延 長 58.05m
- 6 申請者の住所及び氏名 浦河郡浦河町堺町西6丁目2番2号  
株式会社 今建設 代表取締役 今 朝光

道 立 衛 生 研 究 所 告 示

北海道立衛生研究所告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年6月4日

北海道立衛生研究所長 田 村 正 秀

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
(1) 名 称 重油（JIS 1種1号）1ℓ当たりの単価  
(2) 数 量 調達予定数量 1,200ℓ<sup>ロ</sup>
- 2 落札を決定した日 平成14年3月28日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 定鉄興業株式会社  
(2) 住 所 札幌市豊平区豊平3条8丁目1番21号
- 4 落札金額 22,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成14年北海道立衛生研究所告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務課
- (2) 所在地 北海道札幌市北区北19条西12丁目

小樽土木現業所告示

北海道小樽土木現業所告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年6月4日

北海道小樽土木現業所長 井 元 俊 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
 ア ロータリ除雪車（2.6m・3,400ℓ/h級） 2台  
 交換契約によりロータリ除雪車2台（400PS級）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車2台（2.6m・3,400ℓ/h級）を当該契約の相手方から調達する。  
 イ 除雪トラック（10t級、6×6、S・G・2W付） 2台  
 交換契約により除雪トラック1台（10t級）及び除雪トローザ1台（11t級）を契約の相手方に供し、除雪トラック2台（10t級、6×6、S・G・2W付）を当該契約の相手方から調達する。  
 ウ 除雪トラック（10t級、4×4、S・G・タンク付） 1台  
 交換契約により除雪トラック1台（7t級）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台（10t級、4×4、S・G・タンク付）を当該契約の相手方から調達する。  
 エ アからウまでについては、それぞれの入札とする。  
 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。  
 (3) 納 入 期 限 平成14年11月15日  
 (4) 納 入 場 所  
 ア 小樽土木現業所共和出張所1台、小樽土木現業所真狩出張所1台  
 イ 小樽土木現業所蘭越出張所1台、小樽土木現業所真狩出張所1台  
 ウ 小樽土木現業所真狩出張所1台  
 2 入札に参加する者に必要な資格

呼 び 掛 け

公 開 採 買 札

<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。</p> <p>(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申請の時期 平成14年6月4日から7月8日まで（土曜日及び日曜日を除く。）</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047 - 8639 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0134 - 25 - 2195 内線 228</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札場所 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所3階会議室（郵送による場合は、郵便番号 047 - 8639 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課）</p> <p>(2) 入札日時 平成14年7月18日 午後13時30分（郵送による場合は、必着）</p> <p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>6 入札保証金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p>	<p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0134 - 25 - 2195 内線 228</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>9 契約書作成の要否</p> <p>10 その他</p> <p>(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額に係る消費税等の取り扱い</p> <p>ア 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課</p> <p>イ 所在地 郵便番号 047 - 8639 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0134 - 25 - 2195 内線 228</p> <p>(4) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) この入札及び契約は、調達手続きの停止等が有り得る。</p> <p>(6) この入札における入札執行は、公開で行う。</p> <p>(7) 詳細は入札説明書による。</p> <p>11 Summary</p> <p>A. Nature and quantity of the products to be purchased :</p> <p>a Rotary Snow Remover (Rotary plow length 2.6 meters, Maximum snow removing capacity : 3,400 tons per an hour class) Quantity 2</p>
---	---

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 78 号

北 道 道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 78 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づき政治団体の収入及び支出に関する報告書について、友愛政経懇話会の会計責任者 藤野 哲也 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成4年北海道選挙管理委員会告示第85号）の一部を次のとおり訂正する。

平成14年6月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

- b Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow) Quantity 2
- c Snow Removing Truck with Water Sprinkler (10 tons class, 4 wheels-drive, Attaching one-way snow plow and snow scraper blade) Quantity 1
- B. Date and time for tender : 13 : 30, July 18, 2002
- C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Otaru District Public Works Management Office, 21-1, Okusawa 1-chome, Otaru, Hokkaido, 047-8639 Japan.  
Phone : 0134-25-2195 Extension 228

「1. 政治団体の収支報告書

(1) 総括表

政治団体の名称 (解散年月日)	報告年月日	収入・支出の総額			翌年繰越額	収入の内訳					事業収入	借入金	
		収入総額	前年繰越額	本年収入総額		党費・会費	個人分	法人その他の団体分	政治団体分	小計			
友愛政経懇話会	4. 3. 13	95,096,316	1,270,157	93,826,159	93,726,799	1,369,517		1,050,000	9,240,000	83,500,000	93,790,000		

その他の収入	経常経費			組 織 活 動 費	政治関係費			活 動 費		その他の経費	計
	人件費	光熱水費	備品消耗品費		事務所費	選挙関係費	機関紙誌の発行その他の事業費	調査研究費	寄付金		
36,159						63,000	63,000	93,472,699		93,726,799	

「1. 政治団体の収支報告書

(1) 総括表

政治団体の名称	報告年月日 (解散年月日)	収入・支出の総額				収入の内訳				借入金	
		収入	前年	本年	支出	党費・会費	寄附	政治	その他		
3年分											
友愛政経懇話会	4. 3. 13	56,556,316	1,270,157	94,286,159	94,186,799	1,369,517	1,050,000	9,700,000	83,500,000	94,250,000	

その他の収入	支出			政治活動			その他の費用	計
	経常	経費	計	選挙関係費	機関紙誌の発行その他の事業費	その他		
	備品	事務所費	計	選挙関係費	機関紙誌の発行その他の事業費	その他		
	光熱水費							
	消耗品費							
36,159					63,000	63,000		191,100

に改める。

北海道選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、友愛政経懇話会の会計責任者 藤野 哲也 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成5年

北海道選挙管理委員会告示第65号）の一部を次のとおり訂正する。

平成14年6月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

「1. 政治団体の収支報告書

(1) 総括表

政治団体の名称	報告年月日 (解散年月日)	収入・支出の総額				収入の内訳				借入金	
		収入	前年	本年	支出	党費・会費	寄附	政治	その他		
4年分											
友愛政経懇話会	5. 3. 8	138,193,339	1,369,517	136,823,822	136,132,028	2,061,311	500,000	94,100,000	94,600,000	42,200,000	



平成十四年6月4日

「1. 政治団体の収支報告書

(1) 総括表

政治団体の名称	報告年月日 (散解年月日)	収入・支出の総額			収入の内訳			支出の内訳			借入金	
		収入総額	前年比	本年収入総額	党費・会費	寄附	個人	政治団体	小計	調査		寄附
政治団体事務局	6. 3. 28	124,353,233	2,061,311	122,291,922	123,221,326	1,131,907	2,280,000	120,000,000	122,280,000	122,280,000		
5年分												
友愛政経懇話会	6. 3. 28	124,773,233	2,061,311	122,711,922	123,641,326	1,131,907	2,700,000	120,000,000	122,700,000	122,700,000		

「1. 政治団体の収支報告書  
(1) 総括表

政治団体の名称	報告年月日 (散解年月日)	収入・支出の総額			収入の内訳			支出の内訳			借入金	
		収入総額	前年比	本年収入総額	党費・会費	寄附	個人	政治団体	小計	調査		寄附
政治団体事務局	6. 3. 28	124,773,233	2,061,311	122,711,922	123,641,326	1,131,907	2,700,000	120,000,000	122,700,000	122,700,000		
5年分												
友愛政経懇話会	6. 3. 28	124,353,233	2,061,311	122,291,922	123,221,326	1,131,907	2,280,000	120,000,000	122,280,000	122,280,000		



を  
「1. 政治団体の収支報告書  
(1) 総括表

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額			翌年の繰越額		収入の内訳		支出の内訳		借入金
		収入総額	前年繰越額	本年収入総額	繰越額	党費・会費	個人寄附	法人の政治団体	小計(あっせん)	附合計	
友愛政経懇話会	7. 3. 23	112,002,645	1,131,907	110,870,738	107,913,762	4,088,883	2,480,000	1,820,000	106,215,405	110,515,405	
胆振支所											
6年分											
本部・支部からの交付金	収入	355,333	43,008,125	1,250,546	398,355	3,560,713	48,226,739	9,492,358	314,665	49,400,000	59,087,023
経常費	経常費										
人件費	人件費										
光熱水費	光熱水費										
備品	備品										
事務所費	事務所費										
計	計										
組活動費	組活動費										
選挙関係費	選挙関係費										
機関紙誌の発行事業費	機関紙誌の発行事業費										
宣業費	宣業費										
政治資金パーティー	政治資金パーティー										
その他の事業費	その他の事業費										
小計	小計										
調査費	調査費										
寄附金	寄附金										
その他の経費	その他の経費										
計(本部支部への交付金)	計(本部支部への交付金)										
資産等の状況	資産等の状況										

に改める。

北海道選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定に基づき政治団体の収入及び支出に関する報告書について、友愛政経懇話会の会計責任者 藤野 哲也 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成8年

北海道選挙管理委員会告示第112号)の一部を次のとおり訂正する。  
平成14年6月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

「1. 収入及び支出のある団体  
(1) 総括表



















「(2) 寄附の内訳 (同一の者からの寄附で年間5万円を超えるもの)」

その他の政治団体

政治団体の名称	寄附者の区分	寄附者氏名	附名・名称	金額	住所・所在地
11年分					
胆振支所					
北海道友愛政経懇話会	同	友愛政経懇話会		31,000,000	東京都千代田区

を 「(2) 寄附の内訳 (同一の者からの寄附で年間5万円を超えるもの)」

その他の政治団体

政治団体の名称	寄附者の区分	寄附者氏名	附名・名称	金額	住所・所在地
11年分					

「1. 収入及び支出のある団体

(1) 総括表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者氏名・公職の種類)	報告年月日	収入・支出の総額			翌年繰越額	収入		支出の内訳		借入金
		収入	前年繰越額	本年収入総額		支出総額	党費・会費	個人寄附	政治団体	
12年分										
胆振支所										
(その他の政治団体)										
北海道友愛政経懇話会	13. 3. 26	42,040,409	577,721	41,462,688	40,513,851	1,526,558		41,460,000	41,460,000	41,460,000

支出の経常費 政治活動費 収入の経常費 政治活動費

本部・支部からの交付金	その他の収入	経常費		政治活動費		収入の経常費		政治活動費		調査費	寄附金	その他の収入	計	本部・支部からの交付金
		備品	事務所費	機関紙誌の発行	その他の事業費	個人寄附	政治団体	小計	研究費					

胆振支所	個人	廣澤清隆	510,000	苫小牧市
北海道友愛政経懇話会	個人	友愛政経懇話会	31,000,000	東京都千代田区

に改める。

北海道選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第12条第1項の規定に基づき政治団体の収入及び支出に関する報告書について、北海道友愛政経懇話会の会計責任者 藤野 哲也 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成13年北海道選挙管理委員会告示第141号) の一部を次のとおり訂正する。

平成14年6月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

「1. 収入及び支出のある団体  
(1) 総括表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者氏名・公職の種類)	報告年月日	収入・支出の総額			翌年繰越額		収入の内訳		支出の内訳		借入金	
		収入総額	前年繰越額	本年収入総額	繰越額	党費・会費	寄附	個人分	政治団体分	調査		その他
12年分												
胆振支所												
(その他の政治団体)												
北海道友愛政経懇話会	13. 3. 26	42,670,409	577,721	42,092,688	41,143,851	1,526,558		630,000	41,460,000	42,090,000	42,090,000	

本部・支部からの交付金	その他の収入	経常経費			政治活動		調査		その他の費用 (本部支部への交付金)	資産等 の状況		
		人件費	光熱水費	備品消耗品費	事務所費	組織活動費	選挙関係費	機関紙誌の発行事業費			紙誌の発行その他	
	2,688	600,000	1,834,511	1,522,397	4,154,626	8,111,534	1,202,317		31,200,000	630,000	33,032,317	無

に改める。  
「(2) 寄附の内訳 (同一の者からの寄附で年間5万円を超えるもの) その他の政治団体

政治団体の名称	寄附者の区分	寄附者の名称	金額	住所・所在地
12年分				
胆振支所				

政治団体の名称	寄附者の名称	金額	住所・所在地
北海道友愛政経懇話会	同	40,000,000	東京都千代田区
同	北海道医師連盟	1,000,000	札幌市中央区
同	北海道不動産政治連盟 室蘭支部	100,000	室蘭市
同	北海道石油政治連盟 胆振支部	100,000	苫小牧市





「(2) 寄附の内訳(同一の者からの寄附で年間5万円を超えるもの)

その他の政治団体

政治団体の名称	寄附者の 区分	寄 附 名 称	金 額	住所・所在地
13年分 胆 振 支 所				
北海道友愛政経懇話 会	個 人	廣 澤 清 隆	170,000	苫小牧市
回	政治団体	友愛政経懇話会	12,000,000	東京都千代田区

に改める。

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北 北海道総務部法制文書課  
士海 道総務部法制文書課  
ブ道 総務部法制文書課  
リ道 総務部法制文書課  
ン道 総務部法制文書課  
ト道 総務部法制文書課  
株道 式文書課  
式道 文書課  
社道 文書課